

少年の健全育成に向けた非行防止及び保護対策の推進について（一般甲）

〔令和 6 年 12 月 19 日〕
兵警少一般甲第 109 号

少年の非行防止及び保護対策を図るための少年健全育成総合対策については、対号に基づき推進しているところであるが、少年の健全育成に向けた非行防止及び保護対策を令和 7 年 1 月 1 日から下記のとおり推進することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、積極的かつ効果的な取組に努められたい。

記

1 目的

少年の規範意識の向上を図るための非行防止教育、立ち直り支援活動等の各種施策のほか、児童虐待等への迅速かつ的確な対応、福祉犯の取締り等を組織的かつ効果的に推進することにより、少年の非行防止及び保護対策を徹底し、もって少年の健全な育成に資することを目的とする。

2 推進事項

(1) 少年の非行防止対策の推進

ア 少年の規範意識の向上

学校等と連携を図り、少年の大麻等の薬物乱用防止、少年の万引き防止のためなどの非行防止教育を積極的に推進していくとともに、非行少年等に対する立ち直り支援活動を効果的に推進していくなど、少年の規範意識の向上に資する取組を実施すること。

イ 効果的な広報啓発活動の実施

少年の大麻等の薬物乱用防止、少年を犯罪実行者募集情報に応募させないための取組、少年が性暴力の加害者にならないための取組など、少年非行の実態に即した広報啓発活動を効果的に推進すること。

ウ 街頭補導活動を通じた少年非行の抑止

不良行為少年等に対する声かけ及び街頭補導活動を強化し、非行の前兆となる問題行動の早期発見及び早期措置を図ること。

エ 検挙及び補導活動を通じた少年非行の抑止

少年事件の検挙及び補導活動を徹底するとともに、集団的不良交友関係の実態把握及び解消に向けた対策を推進すること。

(2) 少年の保護対策の推進

ア 児童虐待事案に対する迅速かつ的確な対応

児童虐待事案の見逃し防止を図るとともに、関係機関と緊密な連携を図り、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進すること。

イ いじめ事案の早期把握及び的確な対応

少年相談活動、街頭補導活動等のあらゆる警察活動を通じて、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案についての重大性及び緊急性、被害少年及

び保護者の意向、学校の対応状況等を踏まえ、的確に対応すること。

ウ 子供の性被害防止対策の推進

福祉犯の取締りの強化、被害児童の保護及び関係機関・団体等と連携した少年を取り巻く有害環境の浄化活動を的確に推進すること。

エ インターネットの安全利用に向けた取組の推進

ペアレンタルコントロールの普及啓発等ソーシャル・ネットワーキング・サービスを始めとするインターネットの安全利用に向けた情報モラル教育を推進すること。

3 推進上の留意事項

(1) 組織的かつ効果的な施策の推進

少年は次代を担う存在であることから、少年の非行防止及び保護対策が将来の社会全体のすう勢に関わる重要な位置付けにあることを所属職員に認識させ、各部門との連携を密にした組織的かつ効果的な施策の推進に努めること。

(2) 関係機関・団体等との連携の強化

地域における非行少年、要保護少年等の実態を掌握するため、教育委員会、学校、児童相談所等関係機関との相互の連携体制を整備するとともに、地域の自治会、防犯協会等関係団体及び少年警察ボランティアと積極的な情報交換を行うなど、情報の共有化を図ること。

また、関係機関・団体等の協力を得て、少年を見守る社会気運の醸成にも努めること。

(3) 地域住民の要望に応えた施策の推進

地域における少年の非行情勢及び犯罪被害の実態の分析及び検証を行い、真に地域住民が解決を求めている少年問題に対して優先的に対策を講ずるなど、地域住民の体感治安の回復に向けた活動を推進すること。

(4) 地域住民の理解と協力の確保

地域における少年の非行情勢及び犯罪被害の実態並びに非行防止及び保護対策における具体的な取組について、各種広報媒体を活用した情報発信活動等を積極的に行い、地域住民の理解と協力の確保に努めること。